三次市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和８年１１月５日
三次市農業委員会

第１　基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成２８年４月１日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

また、農業者の高齢化や後継者不足による離農などにより、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和４年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第１９条第１項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第７条第１項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、三次市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第５条第１項に規定する広島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第６条第１項に規定する三次市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和４年２月25日付け３経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第２　具体的な目標、推進方法及び評価方法

１．遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現　　状 （令和８年３月）	５，６６０ha	２８．５ha	０．５０％
３年後の目標 （令和１１年３月）	５，６０６ha	１２．９ha	０．２３％
目　　標 （令和１３年３月）	５，５７０ha	２．５ha	０．０４％

注１：管内の農地面積は耕地及び作付面積統計における耕地面積（現状以外は推計値を使用）

【目標設定の考え方】

国の通知に基づき、令和３年度時点の遊休農地の面積を毎年度５分の１ずつ解消させる面積（５．２ｈａ）を、各年度の解消目標とする。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

農業委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロール(利用意向調査)及び農地利用意向調査を的確に実施するとともに、利用できる遊休農地は農地の状況を把握した農地のリスト化を行い、農地中間管理事業等を活用し、担い手への農地集積・集約化を進め、利用できない農地は非農地化する。

地域計画の話合いなどを通じて、離農を考えている農家や、耕作者不在となるおそれのある農地所有者の意向を把握し、担い手へのマッチングを行うことにより、遊休農地の発生を未然に防ぐ取組を行う。

基盤整備済みの農地は残し、山際の狭小農地のうち再生困難な土地については、非農地判定するなど、守るべき農地の仕分けを行う。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

２．担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現　　状 （令和８年３月）	５，６６０ha	１，７８４ha	３１．５％
３年後の目標 （令和１１年３月）	５，６０６ha	２，１０５ha	３７．５％
目　　標 （令和１３年３月）	５，５７０ha	２，３２０ha	４１．７％

注１：管内の農地面積は耕地及び作付面積統計における耕地面積（現状以外は推計値を使用）

【目標設定の考え方】

第３期三次市農業振興プランで設定されている農地集積率の数値目標をもとに、目標を設定する。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数	担い手		
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者
現　　状 （令和８年３月）	２，６３０戸	９２経営体	１７経営体	５７経営体

注１：総農家数は２０２５農林業センサスの数値

注２：担い手は、市農政課の数値

（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

地域農業の将来について、話し合いを通じて作成する地域計画をもとに、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積や農地の有効利用を促進する。

農地の状況を把握した農地のリスト化を行い、規模拡大を希望する担い手とのマッチング等、経営規模に応じた農地の集積を進める。

農地の有効利用や生産性の効率化、農地を保全するため、集落法人や認定農業者等への農地集積、地域での一般社団法人の設立に対して支援する。

貸したい・借りたい農地の情報を明らかにし、農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地中間管理機構コーディネータ等と連携して、農地と担い手のマッチングを行うとともに、農業経営の第三者継承に向け、出し手や受け手の意向把握を進める。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３．新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現　　状 （令和５～７年度）	７人 （４．６ha）	１法人 （５．１ha）
３年後の目標 （令和８～１２年度）	７人 （４．６ha）	１法人 （５．１ha）

【目標設定の考え方】

直近の実績を考慮して、今後３年間の目標を設定する。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

地域の実情に応じて農業経営の法人化を促し、地域の担い手となる経営体の育成を支援する。

関係機関・団体、認定農業者等のネットワークを通じて、新規就農者への支援体制を強化するとともに、新規就農者の育成に向けた相談活動に取り組む。

新たな担い手の受入を希望する地域や農業者と担い手をマッチングし、地域や農業者が有する農地や施設、栽培技術等の地域資源を継承する仕組みを構築し、担い手の早期の経営安定につなげるとともに、地域農業の維持・発展につなげる。

企業の農業参入による農地の有効利用や雇用の促進等、地域の活性化につなげる。

地域計画を通じて、地域の現況や将来を認識し、地域外の新規就農者や企業などの担い手を含め、地域で受け入れる意識の醸成を図る。

地域における多様な担い手の育成・確保として、半農半Ｘなど農業・農村を支える多様な担い手の就農に向け、意向把握や農地のマッチングなどを行います。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３　「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成された地域計画に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、三次市農業委員会は次の役割を担っていく。

・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
・農家への声掛け等による意向把握
・地域計画で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
・農地中間管理事業の活用の働きかけ
・地域の実情を踏まえた関係者との話し合いによる地域計画の見直しの推進